

### 3. そのつど納める税金

#### 輸入関税と消費税

**関税** とは「輸入品に課される税」です。国内産業の保護などが主な目的です。つまり、同じようなモノなら国内モノと輸入モノとを似たような値段にしようということです。輸入した安い商品ばかり売れると、国内の業者は仕事をやめてしまいますから。どの輸入品に関税がかかるのか、いくらかかるかなどは、こと細かに決められています。

**消費税** 輸入した荷物には消費税がかかります。消費税は国内で消費されるモノやサービスにかかります(=最終消費者まで届くまで動くたびに消費税がかかります)。反対の理由で輸出商品は外国で消費されるので消費税がかかりません。

**申告納税** 関税も消費税も、荷物の着いた港や空港に出向いて、いろんな書類を税関に提出して申告・納税となります(=通関手続きといえます)。そのあと荷物を引き取ることができます。

手続きにはとても手間がかかるので、国際宅配業者 通関業者 などをお願いするのが一般的です。国際宅配業者(DHL・Fedex・UPSなど)に依頼すれば手続きや納税はもちろん、会社やお店まで荷物を運んでくれます。また、手続きを代行してくれる通関業者を利用しても便利です。ただし、依頼料(手数料)や送料がかかります。


! 関税や輸入消費税をきちり納めていないと、帳簿にひずみが出てきます。

まっとうな業者		悪徳業者	
本体	80	80	本体
関税	20	脱税	関税
小計	100	80	小計
消費税	5	脱税	消費税
合計	105	80	合計
	210	210	仕入値
	- 105	- 80	粗利
	105	130	
	50%	62%	利益率

同じようなお店ならこの比率の違いを税務署は見逃さない!!

これは、超ウルトラ級の簡単な数値解説です。実際の事情は数倍複雑です。

比率が問題なら、同じにするために売価を下げたら? . . .  
 今度はなぜその値段で売ることができるのか? に目がいくことになる。



#### 過少申告加算税・無申告加算税・重加算税・延滞税

申告をしないといけない輸入貨物について、申告をしていなかった場合は無申告加算税が、少なく申告していれば過少申告加算税が課せられます。またそのことを、隠したりごまかしたり、ウソをいったりしていたら、関税・消費税に対し、重加算税が課されます

過少申告加算税・無申告加算税・重加算税・延滞税は  
税金を計算するさいの損金にはなりません

## 印紙税

**印紙税**とは「文書に課される税」です。毎日の取引に際して作成する文書のうち、印紙税法で定められた一定の文書に課税される税金です。文書を作成した者が、収入印紙を貼り、消印することによって納付となります。ちなみに国税では「印紙」、地方税では「証紙」といいます。

一定の文書とは、全部で20種類あります。主に内容が“これからお金が動きます”、また“お金が動きました”のもの。契約書、手形、有価証券、定款、保険証券、信用状、領収書、判取帳などがあり、動くお金の大きさに応じて印紙税の金額が変わってきます。

### 不動産売買契約書

(以下、「売主」という。)と 株式会社(以下、「買主」という。)  
とは、売主所有の別紙目録記載の土地建物(以下、「本件不動産」という)

## 過怠税

課税文書に貼るべき収入印紙を貼り忘れていたり、金額が足りなかったりした場合は本来の印紙税額の3倍が追徴されます。これを過怠税といいます。ただし、自分で誤りに気付いて申告した場合は、1.1倍になります。わざと印紙を貼らなかった場合は、1年以下の懲役もしくは20万円以下の罰金に処されます。

## 過怠税は、税金を計算するさいの損金にはなりません

### 貼り忘れたら無効?

印紙を貼らない契約書でも、原則として有効です。印紙貼付と契約内容は無関係だからです。印紙は税金であって、印紙を貼らなかった人と税務署との出来事であり、契約する相手との出来事ではないのです。ただ、明らかに脱税です。印紙の貼っていない領収書、有効ではありますが・・・

### 領収書

〇〇様 No. 11

★ ¥55,000

債 書籍代として 2007年 9月 10日 上記正に購入いたしました。

住所 名前

収入印紙 200円(1張)

スーパーに行けばたくさんの種類の飲み物があります。清涼飲料水やお茶、それに牛乳とか。そのなかでお酒にだけ税金(酒税)がかかります。なんでお酒だけに? そもそもなんで飲み物に税金がかかるの? おもて向きの理由は「酒は嗜好品だから」です。何か理由をつけて税金を集めたのです。なぜって聞かれても、お酒が選ばれたからとしかいいようがありません。

印紙税は文書にかかる税金です。文書に税金って思いますが、なにか理由をつけて税金を集めたいのです。文書といえば、決算報告書や結婚式の案内状だって文書です。もちろん、これらの文書に印紙なんて貼りませんが、もし、“案内状に類するものには印紙の貼付を義務づける”という法律が成立したら、立派な課税文書です。ま、極端な例ですが。

